

東日本大震災の被災地で適用する森林整備保全事業標準歩掛について

平成 25 年 9 月 12 日付け 25 林整計第 534 号
林野庁森林整備部長から（東北、関東）森林管理局計画
保全部長、（東北、関東）森林管理局森林整備部長あて
〔最終改正〕令和 7 月 3 月 19 日付け 6 林整計第 633 号

東日本大震災の被災地（岩手県、宮城県及び福島県）においては、森林整備保全事業標準歩掛と施工実態の間で乖離が生じていることを踏まえ、「東日本大震災の被災地で適用する森林整備保全事業標準歩掛について」（平成 25 年 9 月 12 日付け 25 林整計第 534 号森林整備部長通知）により、1 日当たりの作業量の補正及び間接工事費の補正の試行を行ってきたところである。

上記通知については、施工実態を踏まえて一部見直しを行い、下記のとおり令和 7 年度も継続することとしたので、令和 8 年 3 月 31 日までに入札締切日を設定する工事に適用し、適切に対処されたい。

記

1. 対象工事

岩手県、宮城県及び福島県内で実施される工事で、令和 7 年 4 月 1 日以降に入札締切日を設定する工事

2. 補正方法

間接工事費の補正

補正係数：「森林整備保全事業設計積算要領」等により各工種区分に従って対象額毎に求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ次の補正係数を乗じるものとする。

（岩手県及び宮城県内）共通仮設費：1. 3 現場管理費：1. 1

（福島県内）共通仮設費：1. 5 現場管理費：1. 2

3. その他

入札説明書等において、当該補正を行って積算を行う工事であることを明記し、予定価格の算出に当たっては、本通知に基づき算出すること。なお、既に入札公告を行っている場合には、入札説明書等を修正するものとする。

（担当：計画課施工技術班積算基準係）